

く」、「真に弁証法的方法を応用」して、社民党内勢力を察くこととし、これを「体制内の長征」と名づけているという。（『現代の理論』七五年六月号、永井清彦論文）しかし、このような加入戦術が、どれだけ社民党全体、あるいは、労働運動の指導路線に影響を与えうるかは明らかでない。

いずれにせよ、これらの左翼勢力は、自立した運動を背景にして、既成の社民、DGB勢力との「絡み合い」を展開する段階には到達していない。むしろ、六六〇七年の不況を境とする流動化の第一段階を経て、その手がかかりをつかんだレベルである。したがって、先の共同決定にまつわる主張も、いぜんとして理論的な領域にとどまっているようである。それは西ドイツ帝国主義の経済危機がふたたび深化しつつある今日、本格的に主体としての試練を迎えることになるのであろう。

イギリスにおける労働者統制運動

——労働者統制協会（The Institute for Workers' Control）を中心として

戸塚秀夫

はじめに

現在、イギリスには、労働者の自主管理社会をめざす労働者統制 Workers' Control のための調査・教育・宣伝機関として、労働者統制協会（The Institute for Workers' Control 以下、IWCと略す）と称する団体がある。一九七三年に、私が「新左翼」諸党派の労働運動分野での活動を調べるために西ヨーロッパにでかけたとき、イギリスでとくに注目した団体の一つは、このIWCであった。もちろん、IWC自体は、「新左翼」諸党派の一つであるわけではない。この団体を「新左翼」系とみなすことについては、「新左翼」諸党派の側からの異論がありえよう。だが、今日のイギリスにおいて、労働者の自主管理社会をめざす労働者統制の運動がいかにひろがっているか、それはいかなる意味をもっているのか、という問題を考える場合に、このIWCの活動に注目することは、一つの有効な接近の仕方ではないか、と思う。今日、「労働者統制」という言葉は、イギリスの「新左翼」諸党派の機関紙・誌類にひんぱんに使われているし、「労働者統制」の解釈、運動方針などをめぐって、新旧左翼内部での論議もあるのだから、IWCの活動のなかに、イギリスの労働者統制運動がすべ

て集約されているかのことに想定してかかることはできないが、労働者統制から労働者の自主管理社会へ、という構想を、一九六〇年代のイギリス労働運動のなかにもちこみ、さまざまな論議をよびおこしていった潮流の源泉にIWCグループがある、ということ自体は間違いない。だから、IWCの活動をおさえ、それをめぐる論議の状況を吟味していくなかで、今日のイギリスにおける労働者統制運動のもつ歴史的意義を明らかにしていくことができるであろう。

そこで、この論文では、まずIWCの概略をごく簡単に説明したうえで、そのような団体の成立を促した歴史的諸条件をふりかえると同時に、そこにみられるイデオロギーの社会的基礎を探ってみることにしたい。そしてできれば、こうしたイデオロギーにはらまれる問題点に関して、若干の論点を拾いあげてみることにしよう。

ただし、以下の論述にさきだって、あらかじめ読者にお断りしておくべき点がある。それは、私は未だ、IWCの活動の歴史的意義について確定的な評価をなしていない、ということである。それにはいくつかの理由があるが、私がこれまでに多少ともふみこんだのは、IWCのイデオロギー活動自体であって、そうしたイデオロギーが現実のイギリスの労働運動のなかでいかに機能しているか、という問題については、なお表裏をなでている程度にすぎない、というのが主要な理由である。すでに若干の紹介もなされているように、一九七〇年代に入って、イギリスの労働運動は久方ぶりの昂揚を示した。そこで、労働者統制運動の見地からみても、注目すべきいくつかの新たな闘争が、あるいは生産管理争議として、あるいは工場占拠争議としてひろがったのであるが、そうした現実の闘争のなかで、IWCのイデオロギー活動がいかなる意味をもちえたのか、という点の深い考察をぬきにして、安易な評価をなすべきではない、というのが私の考えである。

これまでも、日本の社会主義運動が困難な局面にぶつかったとき、外国の運動のなかで生みだされた理論に注目し、その輸入によって運動の発展をはかろうとする試みが、度々にわたってなされてきた。もともと、社会主義運動はインタナショナルであるべきなのだから、広く視野を外国にひろげることは望ましいことであるが、外国の運動理論を、そうした理論を生みだしたその国の運動の実態、現実の運動におけるその理論の機能、その理論を有効にしている歴史的諸条件などの検討をぬきにして、日本にもちこもうとしても、真に運動に貢献しうるかどうか、保証はあるまい。私が、この論文で、IWCの成立を促した歴史的諸条件に立ち入るのもそのような心づもりからである。今日、われわれが日本で直面しはじめた問題の多くは、発達した資本主義国のなかで、「弱い環」の一つと目されて久しいイギリスで、労働者たちが直面してきた問題と重なっていることはたしかであり、イギリスの労働者たちの運動と理論が改めて見直されるべき状況にきていることもたしかであるが、それは右にふれたような配慮のもとになされるべきことである。以下の拙文も、そのような眼で読まれることを希望する。

一、IWCとはなにか？

IWCは、一九六八年に設置された。その設立趣旨を説明した文書のなかで、IWCの代表的イデオログの一人、ケン・コーツは次のように述べている。

「全世界的に、不安がたかまっている。ますます多くの人々が、彼等が相続した政治的、社会的装置は全く不適切であることに気づきつつある。」植民地諸国では、「全住民に貧困をもたらす不完全な経済発展のおしつけが反乱につく反乱をよ

びおこしている。」「中国やキューバの革命、ヴェトナムの二五年戦争は、飢餓と植民地搾取に対する世界的ひろがりをもつ闘いの最も極端な例であるにすぎない。」他面、「以前は世界の諸帝国のセンター」であった「富める国々」では、「他の形態の鋭い不満があらわれている。」そのなかで主要なものは、「窮極的には単に富の所有にもとづくところの、全く非民主的な権力構造の支配に対する鋭い不満」である。「富と権力の集中」は「犠牲者の集中」をも生む。企業合併吸収による「再編成」や人員整理の犠牲者は、たとえ福祉手当や年金でそのショックを緩和されても、「人間の尊厳」や「自尊心」を傷つけられることはかり知れない。そしてしばしば、犠牲者は、自らの労働生活を「投資」したその企業に関して、「市民的特権」も「ものごいの権利」も持っていないことに気づくのである。「労働者統制」という言葉が「新たな生き生きとした意味」をもつにいたるのは、この文脈においてである。主要な資本主義国では、労働組合の「独立的機能」を抑制し、賃金を「公的認可」によっておさえるために、国家の直接的介入が増えている。これに対して、「旧式労働組合」は、政府と企業家の圧力に対して、ゆっくりと防衛的に反応し、「儀式的な苦情」を呈するだけで屈服する傾向がある。しかし、「より活発な組織」は、経営者の「特権」に対して、労働者の「権利」を主張するための攻撃的な戦略を模索している。その新たな闘いの兆しは、西ドイツ、イギリス、フランスなどにあらわれている。そうした動きは、「比較的に富める社会主義諸国」のなかにも反響し、チェコスロヴァキアやユーゴスラヴィアでは「企業を有効に統制する労働者評議会」「計画における民主主義」の要求が顕著化している。(Michael Barratt Brown & Ken Coates, The "Big Flame" and What is the IWC? IWC pamphlet Series No.14)

在

以上が、IWCの設立を推進したものの状況認識であった。世界資本主義体制の動揺は、一面で政府と企業家の結託による労働者への攻撃を心算化しているが、労働者の側からは、そうした体制の「権力構造」自体に挑む反撃がはじまっている、というのがその基本的な捉えかたであった。その場合に、資本主義社会における

経営権自体を侵食していく闘いから、社会主義社会における「エリート」の官僚的支配を労働者の民主的支配にかえる闘いまでが、相互に反響しあうものとして捉えられている点が注目される。彼等のいう「労働者統制運動」とは、たんに資本主義社会における労働者の権利主張の闘いだけではなく、社会主義社会におけるそれをも視野におさめようとしている、という点が特徴的である。

IWCはそのような意味での労働者統制運動を促進するために設立された。さきに引用した文書によれば、その「役目」としては、「産業民主主義と労働者統制の問題」についての、「調査・教育団体として活動すること」、「労働者統制諸グループと労働組合との討議・交流を調整すること」、「講演者リストを提供すること」、「重要な資料を出版すること」などがあげられている。

実際におこなわれている活動について、ごく形式的に説明すると、第一に注目されるのは、出版活動である。現在までに、すでに四〇点以上のパンフレットがだされているが、同時に、短かい論文や情報をおさめたブレティンがだされている。設立当初、ブレティンの発行は年四回あるいはそれ以下であったが、最近では、ほぼ隔月にだされているこのブレティンに出版活動の力点がおかれているようにみえる。他にいくつかの書物も刊行されているが、基本的な出版活動は、一〇ペンスから三〇ペンス（現在、一ペンスは六円程度）で販売されるパンフレット類におかれているといつてよい。

そこで、IWCのイデオロギー活動を知るためには、こうしたパンフレット類の中味に立入っていくことが必要である。もちろん、そこにはかなり多彩な論者の、多岐にわたるテーマについての論稿がおさめられているので、概括的にのべるのは甚だ困難であるが、さし当って次のいくつかの点にはふれておくべきであろう。一つは、労働党左派あるいは労働組合の左派のリーダーと目される人々の論文がかなりの点数だされている、

ということである。イギリスで二番目の大労組、合同機械工組合（ACF）の委員長ヒュー・スキヤンロン、同書記次長アーニー・ロバーツ、最大労組、運輸一般労働組合（TGWU）の全国執行委員ブライアン・ニコルソン、労働党左派の大立物トニー・ベンなどが、それぞれ、労働者統制へむけての戦略的構想を述べている。いま一つは、鉄鋼、自動車、港湾など、個別の産業分野に即して、そこでの労働者統制運動の進むべき道を探りあてようとする論文もかなりだされている、ということである。「シェフィールド労働者グループ」、「ヘルおよびロンドン港労働者統制グループ」、「スカンソープ・グループ」など、そこにはショップ・スチュアートたちが執筆者として登場している。また、いま一つふれておくべきことは、ヨーロッパ大陸の革命家の論文もおさめられている、ということである。たとえば、アントニオ・グラムシの「イタリアにおけるソヴィエト」の複製、エルンスト・マンデルの「西ヨーロッパの社会主義戦略」といった具合である。

もちろん、執筆者のなかには、マイケル・バラット・ブラウン、ケン・コーツ、トニー・トッパム、ジョン・イトン、ジョン・ヒューズ、ウォルター・ケンドールなど、経済学者、社会学者、労働運動史家など、大学の教師たちが登場している。が、これらの研究者たちの多くは、同時に労働組合員であり、労働党その他の政党员でもある。象牙の塔の住人というイメージからはほど遠い。

- (1) これら研究者のなかで、マイケル・バラット・ブラウンとケン・コーツが執筆する頻度が高い。彼等は、現在、それぞれシェフィールド大学、ノッティンガム大学の学外教育、成人教育学部の教師として働きながら、地域の労働党や労働組合運動に積極的にかかわっている。

IWCの活動のいま一つの分野は、労働運動が当面している問題を取りあげ、労働者統制をすすめる立場にたつ活動家、リーダーたちの討論、経験交流の場を組織することである。港湾労働者、鉄鋼労働者、自動車工場労働者など、個々の産業分野毎の労働者を集めたセミナー、あるいは地域的な討論集会を組織すると同時に、大体、年一回位の頻度で、全国的な大会を開いている。今年も、七月にシェフィールドで数百人を集めて、全国大会が開かれた。一九六九年から七〇年にかけては、一〇〇〇人以上が集まっているので、動員力はやや弱まっている感じもするが、ショップ・スチュアートから労働組合役員、労働党左派関係メンバーから「新左翼」党派代表にいたる、かなり多様な見解の人々が一堂に会して討議していることからすると、質的な意味でこの大会の意義は減していない。大会あてに提出されたペーパーを参加者に配布し、数多くの分科会をつくって討議し、全体会議で総括的討議をおこなう、というのが通例のようである。その際、全体会議のスピーカーに、労働組合や労働党左派の全国リーダーが登場しているのが目立つ。今年の大会では、今日、労働者の賃上げ要求に正面から対立しているウィルソン政府の閣僚、労働党左派リーダーの一人、トニー・ベンに演説をさせた。そうした運営の仕方に対して、「新左翼」諸党派の側からは批判がだされている。この点についてはのちに改めてふれるであろう。が、ともかく、さきふれた出版活動の面でも、こうした大会運営の面でも、IWCが、労働組合、労働党を含めての、イギリス労働運動全体の左傾化、労働者統制への前進を追求する配慮をもって運営されていることは、留意しておくべき点である。

今年の七月のシェフィールド大会では、イギリス資本主義の今日の危機に直面して、労働党政府も賃金抑制、公的支出のデフレ的抑制など、「型にはまった政策」をとりはじめているという批判が厳しく表明された。参加者たちのその点での危機感も深刻であり、たとえばマイケル・バラット・ブラウンは、労働運動が「資本蓄積者の巨大な権力」に挑戦する態勢を

かため、公共投資、私企業への統制など、「積極的政策」を実現しない場合には、イギリスは一九三〇年代における「（英国）連立（政府）と萌芽的ファシズム」の道へすすむであろう、と警告した。が、その場合でも、「まだ時間がある」というのが彼の認識であった。同大会で採択された「宣言」は、「資本主義の今日の危機は、労働運動と労働党政府が、多国籍企業、企業連合、銀行によるわが国の支配に挑戦し、直接的な労働者統制をそなえた公的所有をそれらに抗していく機会を提供している」と述べている。一九七四年に成立した労働党政府が、選挙において約束したとおりに、「富と権力の均衡における基本的かつ非可逆的な変化」を労働者のために実現する措置を大胆におしすすめよ、というのがその基本的立場である。全労働運動は、労働党政府が「社会主義的形態変化の仕事」をはじめるという「約束」を守るように主張すべきであり、労働運動のすべての組織は「仕事と生活水準の防衛」における「労働者諸グループのイニシアチブ」に「実践的な支持」を与えるべきである、と「宣言」はよびかけている。（Workers' Control Bulletin, No.27, 1975.9）

最後に、IWCの組織について簡単にふれておこう。それは「労働者統制に関心をもち、年会費（現在三ポンド）をおさめる」個人会員と、「労働組合その他労働者階級諸組織」の団体会員（一定の基準で加盟費を納入する）とから構成されるたてまえとなっている。労働組合の支部組織、ショップ・スチエアード組織などの加盟をとくに歓迎している、とIWCの事務局員は説明している。全個人会員と団体会員をもって構成される業務総会と、そこで選ばれる評議会があるが、そこでは、普通、業務運営上の問題について論議され、異論がある場合にのみ採決がおこなわれる。政策上の問題について、会員の間で意見が分れた場合には、さまざまな見解をできるだけ公表し、公開の論議に委ねていく、というのがたてまえとされている。IWCは、労働組合や労働運動の政治組織の「政策決定機能」を奪おうとするものではない、とケン・コーツは断言している（前

掲IWC Pamphlet Series, No.14）。評議会は主に労働組合、労働党左派のリーダーと社会主義的研究者によって構成されている。なお、IWCの事務局はノッティンガムのバートランド・ラッセル・ハウスのなかにある。ラッセル平和財団の事務所、印刷所などを利用しながら、ある意味では財団に寄寓するような恰好でIWCが存在しているということは記憶にとどめておくべき点である。周知のように、ラッセル平和財団は、社会体制の差異をこえて、平和と人権を擁護するキャンペーンを続けてきた。『スポークスマン』と題する雑誌やパンフレット類の刊行などをおして、ヴェトナムにおけるアメリカの暴行を暴露し非難すると同時に、ソ連やチェコスロヴァキアにおける人権侵害への抗議をも続けている。IWCの中心的メンバーであるケン・コーツは、ラッセル平和財団の理事としてバートランド・ラッセル・ハウスのなかに事務所をかまえ、いわば二つの組織を人格的に結びつけている。イギリスの労働者統制運動が社会主義諸国における事態に深い関心をもっていることは、こうした事務局機構のなかにもあらわれている。

- (2) 昨春秋、ケン・コーツは、ラッセル平和財団理事の資格において、ソ連、チェコスロヴァキアにおける「政治的迫害」への抗議をよびかけた「世界大学問題」の現状を日本の大学関係者にも送付してきた。同問題には、イギリスではE・トムソン、C・ヒル、R・ハリソンなどが署名した。因みに、日本では、高橋幸八郎、大井正などが署名に応じた。

ところで、以上で一応その輪郭を明らかにしたようなIWCが、一九六〇年代末にイギリスで成立したのは、いかなる歴史的事情によるのであろうか。そこに表現される労働者統制のイデオロギーには、どのような歴史的特質がひそんでいるのであろうか。

ここで、われわれは、労働者統制を追求する試み自体は、イギリスの労働運動史上、度々にわたって自然化したことをおもいおこす必要がある。もともと、労働者統制という言葉の含意について、誰もが同じように理解しているわけではない。イギリスの労働運動のなかでの通常の用語法からすると、一つは、労働者による産業の管理という意味であり、いま一つは、経営者の一方的な意志による経営権行使を労働者がおさえ、もぎとっていく、という意味である。つまり、そこには明確に区別されるべき二つの概念が含まれている。前者の意味での用法には、社会体制の変革を実現し、社会化された産業を自ら民主的に管理しようとする労働者の力強い意欲がこめられていた（労働者統制のもとでの産業の公的所有）。後者の意味での用法には、この資本主義社会の枠組のもとで、経営権の専制的行使に対決する、戦闘的労働者の職場闘争の抵抗魂がこめられていた（労働者統制による経営権の侵食）。用語上の混乱を避けるためには、前者には労働者自主管理という言葉をあて、狭義労働者統制という言葉は後者に限って使う方がよい、といえるかもしれない。(Ken Coates, *Essays on Industrial Democracy*, 1971, pp.9-11)

が、そのいずれの意味においても、イギリスにおける労働者統制のイデオロギーと実践の歴史は古い。狭義

労働者統制のそれが、イギリスの労働組合運動史とともに綿々と続いていることはいうまでもない。労働者自主管理のそれも、古くは産業革命期に、また今世紀に入ってから、一九一〇年代以降、度々にわたって昂揚し、労働運動史をいろどってきた。

したがって、いまわれわれがIWCの歴史的意義を理解するためには、そこに表現される労働者統制のイデオロギーと実践が、歴史上これまでにみられたものにてらして、どのような新たな特徴をおびているのか、という点に注意する必要があるだろう。

そこで、当然、IWCが設立されたのが一九六八年であつた、ということがおもいかえされるであろう。その年は、ヴェトナム人民のテト攻勢にあけ、フランスの五月革命、チェコスロヴァキアの民主化運動、ソ連、東欧軍のチェコ侵入へと、動乱があいついだ。社会体制の相違をこえて、戦後世界の支配体制が大きく動揺し、危機にさらされていることが露呈した年であつた。こうした事態が、かのIWCの設立と深い関係があることは、冒頭でふれた設立趣旨についての文章からも明らかであろう。

だが、IWCの労働者統制運動をそうした文脈でのみ捉えようとするのは、妥当ではない。ここで、われわれが注目する必要があるのは、IWCが今日開いている労働者統制大会自体は、実は、IWC設立の数年前から開かれていた、という事実である。第一回大会は一九六四年四月にノッチンガムで、約八〇人の社会主義的ジャーナリスト、研究者などを中心に開かれ、第二回、第三回大会は、一九六五年にロンドンとマンチエスターで、かなりの労働組合員を集めて開かれた。第四回大会は六六年にノッチンガムで約二〇〇人参加、第五回大会は六七年にコヴェントリーで約三〇〇人参加、そして、第六回大会は六八年三月にシェフィールドで開かれ、約五〇〇人が参加した。IWCの設立をきめたのはこの第六回大会においてである。そして、IWC設立

以前の大会を主催したのは、第一回から第三回までは『組合の声』(Voice of the Unions)と称する新聞であり、第四回以降は、それに新聞『ザ・ウィーク』(The Week)、社会主義教育センター(Centre for Socialist Education)が加わって共催している。

したがって、IWC成立の歴史的経緯を理解しようとする場合には、少なくとも一九六四年にまでさかのぼらなければならない。そもそも、第一回大会を主催した『組合の声』とはいかなるものであったのか。

『組合の声』が誕生したのは、一九六三年二月であった。その創刊号には、その前年の一二月に、この新たな月刊紙の刊行をはかることが決められた、と記されている。そこに掲げられた刊行目的は、次のとおりである。

- 1 可及的速かな労働党政府の選出
- 2 労働党憲章第四条項の履行
- 3 世界平和と社会主義

労働党は、一九一八年の大会決議と、一九二八年の大会での付加修正によって、次のような綱領的条項を採択している。「生産、分配、交換手段の共同所有と、各産業およびサービスの民衆による管理と統制の最善の制度とを基礎にして、頭脳労働者であれ、肉体労働者であれ、労働者のために彼等の勤労の全成果とその可能な限りの公正な分配とを確保すること。」右にいう第四条項とはこれをさす。

『組合の声』は、右のような目的をかかげた「労働組合・社会主義新聞」として自らを規定した。創刊号での説明によれば、「本紙の役割は、運動が当面する大きな問題についての、労働組合員の「統一と明確さ」をつくりだすことにある」とされた。賃金増額、労働時間短縮、労働組合員の増加などの労働者の要求を支持し、失業と賃金抑制に対して闘うこと、

共同市場、植民地主義、有色移民などについての事実を提供すること、核問題、NATO、ポラリス基地、冷戦の終息など、重要な問題について、労働組合員の間での活発な討議を保障すること、などが具体的な編集方針として述べられている。また、労働党の年次大会が労働党の政策を決定する「民主的権利」をもつことを主張する、と述べられている。スポンサーとしてその名前を連ねている人は、少数の労働党議員と大学教師を別にすれば、他はすべて労働組合員たちであった。そこには労働組合の中堅的リーダー、たとえばヒュー・スキャンロン(AUEW)、アーニー・ロバートソン(AUEW)、ビル・ジョーンズ(TGWU)などの名前がみられる。のちにIWCの活動で重要な役割を果たす人々の多くが、実はこの『組合の声』の刊行にかかわっていたことは注目すべき点である。

右のように、やがてIWCの設立につながる端緒的な動きが一九六〇年代初葉にはじまっている、ということとは、IWCの歴史的特質を捉えるうえで重要な点である。そこで、ふりかえるべきは、イギリスの左翼にわたっての六〇年代初葉の状況それ自体である。ここでは、少なくとも次の二点を指摘しておく必要があろう。

その一つは、一九五〇年代末に近づくにつれて、戦勝国として、五〇年代を通じて比較的順調に発展してきたイギリス資本主義は、敗戦国、戦災国の資本主義の復興再建にともなう、新たな困難に逢着するにいたったのであるが、その状況のもとで、保守党政府および資本家階級の労働者階級への新たな攻撃が、賃金抑制、所得政策、経済計画といったかたちで組織されてきたのに対して、イギリスの既存左翼はこれに有効にたちむかう態勢にはない、という焦燥感が、進歩的な人々の間につよまってきた、ということである。

すでに、一九五六年のソ連共産党二〇回大会におけるフルシチョフ報告、ハンガリー事件に対する評価をめぐって、イギリス共産党員の相当部分は、党の保守的な対応に反撥して党を離れていた。ソ連社会主義への無条

件的な支持を身上としてきたイギリス共産党は、従来の態度に対する根本的な反省を回避して、人民を社会主義にむけて動員する力をほぼ完全に失っていた。他面、労働党は、第二次世界大戦終結時に成立した労働党政府の挫折の後遺症にうちのめされていた。歴史上はじめて、議会における絶対多数を確保して発足した労働党政府が、一連の社会改革をすすめるながらも、真の社会主義へと進みえずして保守党に屈し、一九五五年、五年の総選挙でも労働党の敗北がくり返された、という事態は、党全体を混乱と無気力におとし入れていた。それがいかに根深いものであったかは、当時、労働党の社会主義的活性化を追求しようとした人々が、突破すべき壁として意識したものが、ひろく労働者全体にもひろがってしまったかにみえる無力感、無関心の状況それ自体であった、ということに端的に表現されている。(R.P. Thompson, *Out of Apathy*, 1980 トムソン著福田敏一他訳『新しい左翼』一九六三年)

もちろん、イギリス共産党を離れた人々、労働党内左派の人々のなかには、その状況の改革を追求するグループがあった。イギリスの「新左翼」の起点がここに求められることについては、既にいくつかの紹介がある。当時、イギリスの「新左翼」が、明確な党派形成にむかうことなく⁽³⁾、労働党の左傾化を追求した、ということに留意しておくべき点である。『組合の声』の刊行は、労働党のなかに入りこんだそうした「新左翼」の人々の工作によるところが大きかったと思われる。事実、その編集委員には、共産党脱党者と目されるものが入っている。

- (3) イギリスの場合には、一九三〇年代以降、綿々とトロツキストたちの歴史が続いていた。トロツキスト党派の形成はすでに早くからすすんでいたのだが、戦後世界の変化を的確に捉えるには教条主義的でありすぎた彼等が、この「新左翼」の発生に主体的にかかわり、自己の党派形成に吸収していく力は弱かった。戦後世界におけるスターリニズムへの評価、

対応の仕方をめぐって、彼等内部の分裂がすでにすすんでいた。これは、日本の「新左翼」諸党派の形成史との対比において注目される点である。

だが、いま一つ、こうした機関紙刊行の動きのなかには、「新左翼」の誕生以来の活動に対する一定の反省がこめられていたように思われる、ということが、同時に指摘されるべきであろう。たしかに、「新左翼」は労働党の左傾化に重要な貢献をした。一九五六年のスエズ危機、イギリス軍のエジプト出兵、核競争の激化などを契機に、CND(核非武装運動)や百人委員会などにリードされるイギリスの平和運動は大きく昂揚したのであるが、「新左翼」はそうした大衆運動に依拠して、労働党の路線転換を追求したのである。事実、一九六〇年党大会における核兵器撤廃決議案の可決、一九六一年党大会におけるポラリス基地反対決議案の可決など、少なくとも防衛政策に関しては、冷戦開始以来、NATOを前提として受け入れてきた、労働党主流の路線からの転換がはじまったかにみえた。

しかし、「新左翼」が真の社会主義への道を追求しようとする限り、そうした動きのもつ限界に眼を閉じることは許されなかった。すでに、一九六〇年に、党大会決議が直ちには議会労働党を拘束しない、という「慣行」解釈が党執行部によって表明されていた。労働党大会での政策討議をとおしてかちとりうる成果に、深刻な限界があることは明らかであった。しかも、より重大な問題として、「新左翼」が依拠した大衆運動としての平和運動は、一九六二年に入って明らかに衰退しはじめていた。もともと、幅広いCNDにせよ、より戦國的な百人委員会にせよ、五〇年代末からのイギリス平和運動の昂揚をリードした諸組織は、反戦平和の一点に止られた人道主義的キャンペーン組織であった。そこに社会主義革命戦略があったわけではない。大衆運動

の退潮のなかで「新左翼」が自覚した問題はこれであった。それは、社会主義革命の主体たるべき労働者階級への働きかけ、その諸組織のなかでの活動の決定的重要性が自覚されてくる過程でもあった。

- (4) イギリスの「新左翼」の統一的な機関誌ともいえるべき位置を占めていた『ニュー・レフト・レビュー』は、一九六二年に編集委員を大きくかえた。それは編集方針の変更をも意味していた。社会科学的分析にもとづく社会主義革命戦略の追求が「新左翼」の先進部分の問題意識となってきたことをうかがうことができる。

では、いかにして、イギリス労働者階級を社会主義革命へむけて動員しうるか。いや、そもそも、すでに労働党への信頼や期待を失ない、なかには相当の保守党支持者さえあらわれてきたといわれる、イギリス労働者階級に、再び社会主義へのパトスをよびおこすことはいかにして可能であるのか。『組合の声』の刊行は、そうした課題を、なおも労働党内部での活動をとおして追求しようとした人々によって実現されたのである。

- (5) 現実の労働党に批判的な「新左翼」が、労働党内部での活動を重視していることは、日本人にはかなり奇異な感じを与えるのであるが、労働党の形成史およびその構成、運営原理をよりかえるならば、決して不自然ではない。労働組合、社会主義団体などの組織加盟員と個人加盟員とからなる労働党は、いわばイギリス組織労働者の政治意識を即自的に表現しているのであって、その社会主義的ベゲモニイの弱さは、党運営におけるプロレタリア的な比重の大きさと並存している。社会主義革命の主体として労働者階級に注目する立場にたつものが、労働党内部での活動を重視するのは、むしろ極めて自然である。イギリス労働党論としては、Tom Nairn, *The Nature of the Labor Party in Perry Anderson* と Robin Blackburn (ed.), *Towards Socialism*, 1965 (ペリー・アンダーソン他編註藤井訳『ニュー・レフトの思想』所収、一九六八年) が示唆的である。

ところで、『組合の声』が、「党憲章第四条項の履行」をその目的の一つに掲げていたことはさきにふれた。一九五〇年代表案に激化したところの、労働党内部での路線問題をめぐる論議をおもいおこすならば、そうした『組合の声』の立場が、労働党中央の主張と正面から対立するものであったことは明らかである。一九五九年の党大会で、当時の党首ゲイツケルは、選挙で多数の国民の支持をえるためには、かの公有化条項を神聖不可侵なものとしてとめると演説していたのであった。「第四条項の履行」というスローガンは、党内左派の一つの結集軸であったといつてよい。

事実、『組合の声』の紙面には国有化の前進をもとめる論稿が数多く掲載されている。左派にとって、次の総選挙で成立する労働党政府(事実、労働党政府は一九六四年に成立した)が国有化を推進すべきことは、自明のこととされていた。だが、問題はむしろその先にあった。かの第四条項を労働党の社会主義的伝統として守るとしても、それは、すでに部分的に実現されてきたところの公有化を量的に拡張していくだけのものであつてよいのか。これまでに実現されてきた公有化の経験をいかに評価すべきか。そこにこそ真の問題があった。それは、それまでの労働党の公有化政策を、単に量的な適用範囲の問題としてではなく、かの第四条項にいう「民衆による管理と統制」の内実にかかわる質的な問題として、検討しなおすことに他ならなかった。労働者統制という言葉が、労働者自主管理という意味で重視されはじめたのは、まさにこの文脈においてである。

だから、その言葉には、すでにかかなりの程度実現された公有化への批判がこめられていた。国有化自体は決して社会主義ではない、社会主義は労働者自身が自らの産業活動について、また、その活動の成果の配分について、決定的な支配権をもつものでなければいけない、というのが、その積極的な主張であった。そこにこめられていた批判的な含意は、くだいてみれば次の二点である。一つは、戦後の労働党政府が実現した産業国有

化への批判。従来の経営管理組織を基本的にひきついたままでの国有化のなかに、労働者は社会主義の理想の実現をみる事はできなかった。それは、産業の労働者統制への願望を素朴に表現したサンディカリズム、ギルド・ソーシヤリズムを切り捨てたあたりで、一九二〇年代から三〇年代にかけて形成されたところの、労働党の国有化政策への根本的な批判にすすんでいかなるをえないものであった。いま一つは、ソ連型社会主義への批判。生産手段が社会主義国家の国家権力によって接収され、公有化が実現されたとしても、労働者のうえにたつ党官僚、役人その他の新たなエリート層が、掌握した権力をいかに横暴に行使しようとするか。フルシチョフ報告とそれ以降の社会主義圏における動向は、その不安を急速におしひろげた。それはブルジョア国家権力の打倒という一点にしぼりあげて社会主義革命を捉え、権力奪取後の社会・経済における労働者統制のありかた如何にしかるべき関心をよせてこなかった。スターリン追隨の社会主義者たちへの批判にすすんでいくものであった。以上、イギリスの「新左翼」が一九六〇年代初葉に労働者自主管理を重視したのは、追求すべき社会主義社会の基礎にそれをするることによってのみ、労働党の社会主義の現実に失望しただけでなく、ソ連型社会主義の現実にも幻滅したイギリスの労働者たちに、改めて社会主義への意欲をよびおこしうるのであろう、と捉えられたからに他ならない。

右のような問題の捉えかたは、「豊かな社会」における労働者の欲求・不満の構造についての、新たな捉えかたと結びついていた。それは、生活水準の上昇が、一面では窮乏・革命論の有効性をほりくずしているようにみえながら、実は、労働者に「新しい必要」「新しい欲求」をよびおこし、「社会的変革の起動力」をも生みださう、というその連関に注目しようとするものであった。完全雇用状態のもとでの労働者の「独立性」の増大には、既存の権力構造への攻撃にすすむ可能性がひめられているのであり、その可能性を現実性に転化していくことこそが追求されなければならない、というのがその

基本的な戦略思想であった。(Kenneth Alexander, *Power at the Base* in E.P. Thompson (ed.), "Out of Apathy", 1960, 前掲『新しい左翼』所収)

つまり、労働者統制の思想は、一旦満ちたりているかにみえる「豊かな社会」の労働者を奮立たせる、倫理的なべきものとして位置づけられていたのである。『ニュー・レフト・レビュー』で、はじめて労働者統制について本格的に論じようとした一論者が、「攻撃の目標は制度の破壊であり、勝利せる侵入者の一隊が既存の守備隊にとつかわることでない」と述べているのは、甚だ示唆的である。その論者によれば、ソヴィエト官僚も社会改良主義官僚も、その政治的見解の大きな差異にも拘らず、「資本家権力の単なる移転」にのみ関心を注いでおり、それは産業的には「似たような結果」をもたっている、というのであった。すでに述べてきたことから明かなように、これはソ連型社会主義と労働党主流の社会主義(フェビアンイズム)への批判であった。(Denis Butt, *Workers' Control*, "New Left Review", No.10, 1961, 7-8)

『組合の声』の紙面には、こうした角度からの記事、論文が数多く掲載されている。ここでは次の二点を指摘しておけば充分であろう。一つは、国有化要求が、国有化産業の経営管理に関する労働者の権利要求と結びつけて提起されている、ということである。たとえば、鉄鋼国有化の要求は、職場委員会、労働者評議会、企業理事会、国家鉄鋼機関の諸組織の構成と、そのなかで確保されるべき労働者の諸権利についての要求として提起されている。その要求は、既存の経営管理秩序の根幹にふれる質をもつものであった。いま一つは、諸外国における労働者自主管理の動きに大きな関心がはらわれた、ということである。当時、早くから注目されたのはアルジェリアにおける労働者自主管理(オート・ジエスチョン)の実践であった。(Richard Fletcher, *Socialism in Algeria*, "Voice of the Unions", 1963.5) ソ連型社会主義に対抗しておこなわれつつあったエー

ゴスラビアにおける実践が注目されたことはいうまでもない。その場合の紹介の仕方が適当であったかどうかは、それ自体別個に吟味すべきことであるが、そうした実践にふれるなかで、追求すべき真の社会主義のイメージをきたえあげようとしたことは記憶にとどめておく必要がある¹⁰⁾。当時、このグループは、アルジェリア、ユーゴスラヴィアとの交流に特別の意義づけを与えていたように思われる。

(6) たとえば、職場の全労働者の秘密投票（労働組合がそれを組織する）によって構成される職場委員会は、「監督の任命」「労働力の組織」、「その部門における昇進、懲戒事項の決定」などの権限をもつべきものとして要求されている。なお、職場委員会には職場管理者をも列席させるが、彼等には票決権を与えない、というのであった。（Workers' Management of Publicly-owned Steel, "Voice of the Unions", 1964.12）

(7) 社会主義圏の事態に最も関心を払っていたと思われる一論者が、追求すべき社会主義について訴えた次の一文は示唆的である。「マルクスの時代には、すべての社会主義者は自らを社会民主主義者と呼んだ。政治的民主主義では充分ではない、というのが彼等の主張であった。社会民主主義、即ち、民主主義を国の政治の領域から産業企業にまで拡げていく、ところが、ブルジョア・資本家的民主主義者を労働者階級運動の民主主義者から区別する点であった。マルクス死んで久しく、社会民主主義という言葉はしばしば殆ど公然と濫用されてきた。が、その本来の意味は、すべての労働組合員にとって真実であり重要である。…政治的民主主義なき国有は牢獄国家を生み出す。国有と政治的民主主義とは社会主義の基礎である。両者なくして社会主義は存在しえない。（が）社会主義はそれ以上のものを要求する。…社会主義は、いかに巧みに政治家の袂いをまとつていようと、官僚である徒輩の独裁ではない。社会主義は労働者自身の自主管理である。労働者の必要とするものは、労働者自身が最もよく知っている。」（Walter Kendall, Social Democracy, "Voice of the Unions" 1967, Spring）

三、その社会的基礎について

以上、われわれは、労働者自主管理という意味での労働者統制という概念が、いかなる歴史的文脈で、いかなる役割を果たすべきものとして、六〇年代のイギリスによみがえってきたか、を説明してきた。まぎれもなく資本主義社会に生きているイギリス労働者が、本来、社会主義社会において問われる問題を、何故に今日の問題としてうけとめはじめているのか。その歴史的事情について、一応の解釈を提示したつもりである。

だが、ここで人は当然問うであろう。そうした労働者自主管理思想が、「社会主義」の現実には幻滅した「豊かな社会」の労働者に、改めて社会主義への意欲をよびおこすのだとしても、それが単なる未来社会の理想設計にとどまるおそれはないのか、資本主義社会から社会主義社会への移行を画すべき革命の問題を焦点にすえることなく、未来社会の理想が部分的にはあれ今日の社会で実現可能であるのかのごとく描くことは、新装の改良主義ではないのか、と。

事実、右のような設問をめぐって、イギリスの新旧左翼内部でも論議がある。それについてはのちにふれるとおりである。だが、そうした論争点に入るまえにたしかめておくべきことは、労働者自主管理思想の鼓吹者たちが、現実の日々の労働運動の実践にいかにかかわろうとしてきたのか、ということである。ここで、われわれは、労働者統制という言葉にこめられたいま一つの意味、さきに狭義労働者統制と表現したものが、彼等にあつていかに位置づけられているか、という点にふれておく必要がある。

その点についての『組合の声』の立場は明白である。そこで労働者統制の必要が語られる場合に、普通に含

意されていたのは、むしろ職場における労働者統制(Shopfloor Workers' Control)であった。狭義労働者統制の関心こそがすべての運動の基礎として位置づけられていた、といつてよい。イギリスの労働運動の現実に即していえば、労働組合の職場委員、いわゆるショップ・スチニアドを軸にして、職場における労働者の権利の防衛、拡大をはかること、それが彼等の運動論の基礎であった。その意味では、彼等は、イギリスにおける「職場闘争派」であったといつてよい。

従来、イギリスの「新左翼」の運動論の日本への紹介にあたって、ここにふれた側面が軽視ないし無視されてきたように思われる。それはもちろん、イギリスの「新左翼」の代表的論者の論文集において、労働運動論がしかるべき比重を与えられていなかった、ということにもよるのであるが、より根本的には、商業出版のハートにはのりがたいような、労働運動活動家たちの思想のいとなみを丹念においける労を省いてきた、日本の紹介者の側の弱点によるのではないかと思える。ともあれ、日本に「構造改革派」として紹介された運動潮流が、実は、戦間的な「職場闘争派」であったということは、強調しておくべき点である。

なお、IWCのグループが職場闘争をいかに重視しているかについては、Ernie Roberts, *Workers' Control*, 1973 7-11
 1. ロバート著 嶋三郎訳『労働者支配制』(一九七五年)の第五章を参照されたい。

だが、『組合の声』に結集する人々を「職場闘争派」と呼ぶ場合でも、彼等が職場闘争の課題としてとくに重視した事項は何であったのか、という点に注意しておく必要がある。いうまでもなく、職場闘争でとりあげられる事項、「職場問題」なるものは多様である。イギリス労使関係の場合のように、労使間でとりひきされる労働力の価格の社会的基準が、個別企業の外での団体交渉でとりきめられる枠組のもとでは、個別企業、個々の職場における労働者一人一人の具体的な作業について、その社会的基準をいかに適用するか、という問題

が、はやくから「職場問題」として意識されてきたことはいうまでもない。その点をめぐる末端職制とのとりひきが、ショップ・スチニアドの仕事の重要な部分をなしていた。その活動の成否如何によって、労働者の賃金収入が左右されることはいうまでもない。が、『組合の声』が職場闘争の課題として重視したのは、そのような職場交渉による賃金「上のせ額」の問題もさることながら、むしろ職場における経営者の権力行使それ自体であった。われわれはここで、イギリスの労働運動史上、労使関係の基本的な枠組の再編が必至となるような、緊迫した局面において争われた決定的な問題が、単に賃金や労働時間などの量にかかわる問題であるだけでなく、職場における経営権の行使をめぐるところの、いわば直接的生産過程に貫ぬく資本家的支配の質自体にかかわる問題であった、ということをおもひおこす。(前世紀末葉の大争議、第一次世界大戦中の大争議など)『組合の声』が重視した「職場問題」はまさにそれであった。その意味では、彼等はイギリスにおける戦間的な「職場闘争派」の伝統をうけついでいたといつてよい。

一九六四年に開かれた第一回の労働者統制のための会議を報じた『組合の声』は、次のような記事を掲載している。「私的産業におけるすべてのストライキは、とりわけ賃金以外の争点についてのそれは、労働者統制へむけての一步である。被用者は、すべての決定をなしうとする経営者側の神聖な特権を決して受けいれてはならない。被用者は、経営者側にますます侵食していくべきである。会社側にもっともっと情報を要求すべきであり、彼等を遂に根拠公開にまでおいこむべきである。労働運動はショップ・スチニアドの諸組織ともっと緊密な関係をもたねばならない。」「公的産業」分野では、「圧力は直接的産業民主主義にむけられるべきであり、労働者は企業の経営に一定の関与をすべきである。……たとえば、全国石炭庁の協議機構は全く不適切であり、しかも充分に使われていない。労働者代表は、安全事項、採用、解雇、配転、配置などについて、拒否権をもつべきである。……」(Towards Workers' Control, "Voice of the Unions", 1964.4)

だが、『組合の声』の労働者統制の主張には、一九六〇年代初葉のイギリス労働運動の歴史的現実が反映していた。そこに着目することによって、彼等の主張がイギリスの戦間的な「職場闘争派」の単なる再登場であるにとどまらない、という点にふれることができる。それは一口にいって、第二次世界大戦中から戦後にかけての完全雇用状況のなかで、労使間の力関係がかなり長期間にわたって労働者に有利に展開してきた、という現実にもとづいている。ここでは、単に、売手市場のなかで労働者がいかに賃金水準を向上させえたか、ということが問題なのではない。むしろ、そうしたデータにはこと欠かないが、肝心なことは、そうした労働市場条件に恵まれて、労働者の職場における権利関係がいかに有利にかためられてきたか、ということである。

すでにいくつかの事実が指摘されてきた。一つは、戦後におけるショップ・スチュワード組織の強化である。量的に増大してきただけでなく、彼等が職場で公認あるいは黙認されて行使している職場活動の権利も、明らかに強化されてきた。そればかりではない。職場の労働者は作業量、作業スピード、残業わりあて、配置、仕事のなわばりなどについて、インフォーマルな規制を「職場慣行」(custom and practice)としてひろげてきた。もちろん、そうした制限的な職場慣行自体は、これまたイギリス労使関係の歴史とともに古い。すでに第一次世界大戦直後に、職場での労働者統制の実態に注目した調査が刊行されている。が、職場慣行としての労働者統制の度合が、第二次世界大戦後一段とつよまってきたことは、おそらく間違いないであろう。実際、一九六〇年代にイギリスの経営者が「改革」の課題として意識したのは、そうした職場における「制限的慣行」(restrictive practices)それ自体であった。ここでイギリスの経営者の愚鈍さなり、弱腰なりにふれるべきだ、という人があるかもしれぬ。が、それは現象的なことである。そのような皮相な観察のレベルでいうならば、「相手」は余りにも強すぎた、というイギリスの経営者の告白の方が真にせまっている。

実際、争議がなかったわけではない。たしかにイギリスの労働争議は、総喪失日数についていえば、第一次世界大戦後と比較して、第二次世界大戦後は明白に減少した。が、争議件数についていえば、戦後から一九五〇年代をとおして、顕著に増加している。小規模参加人員の短期争議がひろがった、というのがこの時期の特徴である。しかも、この時期の争議を原因別にみれば、単なる賃上げ争議は総件数の一割前後であり、「その他賃金問題」の争議が三割ないし四割、「作業方法、ルール、懲戒」問題での争議が四割以上を占めている。この動向を分析したある研究者は、「これら争議は産業におけるより多くの民主主義と個人の権利を求める暗黙の圧力を表現している」と述べている。(H.A. Turner, *The Trends of Strikes*, 1963, p. 18) イギリスの職場における労働者統制は、そうした争議にあらわれる「圧力」によってこそかちとられてきた、とみるのが自然であろう。六〇年代初葉のイギリスにおける労働者統制イデオロギーは、右にふれたような職場の労働者の運動のなかに、その社会的基礎をもつものであった⁽⁸⁾。イギリスの「新左翼」が労働者統制を重視するにいたる過程は、そのよるべき社会的共鳴層を、街頭の平和運動に進出した学生、文化人、市民の群から、職場で闘う労働者へとしほっていく過程でもあったのである。

(8) イギリスの労働者統制イデオロギーの社会的基礎については、Tony Topham, *Shopstewards and Workers' Control* (*New Left Review*, No. 26, 1964, 5-9)が示唆的な論稿である。

だが、『組合の声』の刊行からIWCの設立にいたる労働者統制派のイデオロギーを、当時のイギリス労働者の職場闘争の即自的な表現として捉えるのでは、なお不充分であろう。たしかにそれは職場闘争のイデオロ

ギ―的表現であったが、同時にそこには、六〇年代の職場闘争が直面していた新たな困難にいかにかちむかいそれをいかにのりこえて、真の社会主義へむけてすすんでいくべきか、という課題意識がこめられていた。その面に注目することによって、彼等が単にイギリス労働者の職場闘争の伝統をそのままに受けついでいるだけでなく、そこに新たな目的意識的な契機をもちこもうとしていたこと、いわば新たな「職場闘争派」の形成をめざしていた、ということがうかがいあがってくるであろう。

では、その新たな目的意識的な契機とは何であったか。すでにみたような、労働者自主管理を基礎とする社会主義社会の建設という、到達目標の構想はまさにそれであった。が、ここで問われるべきは、そうした目標の構想が現実の職場闘争にいかにかかわっていたか、という点である。

われわれは、ここで、戦後から一九五〇年代をとおして、イギリスの労働者がかちとつてきた諸成果が、五〇年代末から六〇年代に入って、資本家側の組織的な反撃に直面するにいたった、という、状況の歴史的変化自体をおもひおこす必要がある。資本主義経済が比較的順調に発展している局面では、狭義労働者統制が経営者側に許容される限界は、多少ともひろがりうるであろう。労働コストの増加分を製品価格の引きあげに転化しうる場合には、とくにそうである。が、激しい市場条件のもとで、資本間競争が一段と激化する局面では経営者側にとって、一たんは黙認した経営権の侵食が耐えがたいものとして意識されてくる。失地の回復、「合理的な職場秩序」の確立。それが経営者側の合言葉となる。職場における経営者の支配と、労働者の統制とが正面衝突するのはまさにこの局面においてである。『組合の声』のまえにあった歴史的現実、まさにこのようなものであった。

『組合の声』は、当然、職場闘争の成果、労働者の既得権の防衛をよびかけた。その紙面では、ショップ・

スチュアードの闘いの重要性がくり返し強調された。だが、『組合の声』からIWCの設立にいたる流れのなかで強調されたのは、ただ単に既得権の防衛ということだけではなかった。むしろ、それは運動の基調をなすものとして前提されていたが、そこでとくに追求されたのは、資本家の組織的な反撃に対して、単に個別的、分散的に、防衛的な闘いをおこなうだけでなく、それをより体系的な、攻撃的な闘いに発展させていくことであつた。より正確に言えば、労働者の守勢的な闘いの姿勢を、真の社会主義をめざす攻勢的な闘いの姿勢へと発展させていく、その戦術を追求することであつた。彼等のそうした意欲は、次の論文のなかにはつきりと表現されている。やゝ長くなるが、訳出しておこう。

「五〇年代をとおして、ショップ・スチュアードは、相当程度の部分的な統制をからどつた。賃金抑制、労働移動、人員整理、ストライキ権の制限、労働を自由に処分する経営者側の権利等を求める現在の諸要求、それらはすべて、資本がショップ・スチュアードと労働者統制に奪われた地歩をとりもどそうとするものである。…近代化や効率、所得政策をもとめる（経営者側の）要求をはねつけることは、労働者が現在の彼等の諸統制―残業配分規制、クラフト・ルール、職場での出来高交渉等を守ろうとしていることを意味する。経営者側は、国家と法律にはげまされて、少しずつ、地方的な闘いで地点をとりおとしていこうとしている。その（経営者側の）試みが失敗したとしても、われわれにのこされるのは昔ながらの資本主義、労働組合「機能」によって緩和された経営権である。これにかわる道がある。それは現在ひろがっている、労働者統制と産業民主主義をもとめるキャンペーンの底によこたわっている道である。それは対抗的提議をおこなうことであり、攻撃的にして積極的な、政治的反抗をすることである。…二つの例を示そう。人員整理について、労働者は、労働移動をうけいれるようにいわれるとき、「安全保障としての完全雇用」という一般的な約束を、どうして信頼することができようか。彼等のすべての経験によれば、合理化がおこなわれる際には、労働者の安全は一番最後に考慮されるにすぎない。離職手当、再教育などを、一般的な条件として法制化するのもよいだろう。だが、そうした条件が、ブラウの二〇〇人の製図工やダーリントンの三〇〇人の車体製造工…といった個別の状況に、適切にかなうと保障することができようか。そう

した労働者自身が、人員整理についての決定を監督する権利、必要ならば、しるべき用意がなされるまではそれを拒否する権利をもたない限りだめである。つまり、この問題に対する正しい政治的対応は、採用、解雇に対する労働者統制である。つぎに、所得政策について、労働者は、賃金値上げの地方的な圧力をかけるなどといわれるとき、「平等な犠牲」という一般論的な約束を、どうして信頼することができようか。賃金と財産所得間の最終結果の正当性や正確さを知る手だてもなしに、自分たちからますます離れたレベルでの交渉できる公正な分け前を、どうして信頼することができようか。労働者は、企業レベル、産業レベル、全国レベルでの所得政策をとりしめる権能を必要とする。つまり、労働者はこたえるべきである。帳簿をみるまでは所得政策反対、と」(Tony Topham, *Workers' Control Now*, 'Voice of the Unions', 1965.3)

われわれは、ここで、戦後日本の労働運動史において、かの総評「組織綱領草案」に表現されたような職場闘争強化の方針が、現実の壁にぶつかったとき、日本に輸入された「構造改革派」がいかにそれにかかわろうとしたか、その際、職場闘争の限界の突破、守勢から攻勢への転換がいかに構想されていたか、といった問題を対比して吟味してみると興味深いであろう。詳しくは別の機会に論じたいが、日本の「構造改革派」の場合に、政策転換闘争、産業別協約闘争など、闘いの重点が主に職場から「上部」へと移動していったのに対して、ここでとりあげてきたイギリスの労働者統制派の場合には職場闘争の質的な発展にたえず遅滞すべきものとして「上部」の闘いが位置づけられていた、という特徴がみとめられるように思う。日本の場合に対比して遙かに強大な、イギリス労働者の職場における規制慣行、伝統的な「職場闘争派」の蓄積のうえにたつて、いわば自然発生的な局地的職場闘争を単なる防衛闘争から、攻撃的な闘争へたかめていく、というのが彼等に共通の発想であったのである。

四、結びにかえて

以上で、不十分ながら、『組合の声』からIWCにいたるイギリスの労働者統制派の素描をおえた。最後にこのグループのイデオロギーが、イギリスの労働運動の現実のなかでいかに機能しているか、が吟味されるべきであろう。が、はじめにお断わりしたように、その作業は終わっていないので、断言しうことは余りない。そこで、ここでは、彼等の活動に関するイギリスでの論争的な文献、資料から、若干の論点を拾いあげて稿を閉じることになろう。

ところで、『組合の声』からIWCにいたる労働者統制派の活動の評価は、それ自体、党派的な論争のテーマをなしている。一方に、イギリス共産党のラメルソンの批判に代表されるような、ほとんど全面的な否定に近い評価があり、他方に、その積極的な意義をみとめたうえで弱点を指摘し、危惧を表明する、という評価がある。前者は、労働者自主管理の社会主義像にも批判的であるし、資本主義社会において、労働者統制の前進がありうるのかのごとく説くこと自体にも消極的である。資本主義社会では、利潤の極大化を追求する雇用主とそれをバック・アップする資本主義国家が支配しているのだから、労働者統制について語ることは、「混乱をひろげ、闘争を弱める」というのが、その基本的な立場である。労働者の利害を解決するためには、いかに困難であっても、社会変革の達成のための政治権力確保をめざす、「革命的政党」に導かれた政治行動に代りうるものはない。むしろ、資本主義社会のなかでも、賃金や時間以外の労働者の権利をひろげることができるとしてもストライキ、違法闘争、残業規制などの「伝統的な方法」を駆使した闘いによってのみ可能なのである。

また、経営権に制限を課する譲歩が、労働者を資本主義社会に封じこめる意図でなされている面に注意すべきである。だから、強調されるべきは、資本主義社会における労働者統制の「限界」である。およそ、以上が、ラメルソンのいわんとした点であった。(Bert Ramelson, The Possibilities and Limitations of Workers' Control, "Marxism Today" 1968.10)

イギリス共産党の側からの批判が、このように、「伝統的」な手法でなされていることは、留意しておくべき点であるが、批判がこのような「原則」的なものでなされる限りでは、かの労働者統制派との間に、実りある論争を期待することはできないであろう。すでにみてきたように、労働者統制派もまた、イギリス労働者の「伝統的」な闘いを前提にしていた。彼等の関心は、その闘いを質的にたかめていくためには、従来の「伝統的な手法」だけで充分であるのか、という点にあったのである。ラメルソンの批判に対して、ケン・コーツ、トニー・トップサムが反批判をおこなっているが、とくに新しい問題が提起されてはいない。ただ、単に生産物の分け前をめぐる労使間の闘いよりも、その基礎によこたわる支配・統制についての闘いの方が、より基本的であり、そこには、労働者の経済闘争にありがちなセクショナリズムを克服し、団結をひろげていく契機がひそんでいるのではないか、という指摘が注目される程度である。彼等にとっては、そのような「より基本的」な意義をもつ闘いをおしすすめていくための、闘いかたにこそ主要な関心があった。

この核心的な問題について、ケン・コーツとトニー・トップサムは次のように闘いを示している。「残業、個数単価、仕事のなばり、配置ルール、先任権ルールなどがすっかりなくなつて、職場統制が失われる場合には、単にそういう統制を保持するために、防衛的にストライキをおこなうべきから、それとも、採用、解雇、安全、流れ作業のスピード、労働力の大きさなどに対する新たな高度な統制をもとめる、自主的な要求を発展させることによって、(雇用主側の) 挑戦にたちむかう

べきか?そして、そのような要求は、単に労働のひきあげ(ストライキ)によっておしつけることができるか?…労働組合の前進にとって、ストライキは必要ではあるが充分な方法ではない。そこで示唆された他の方法は労働者代表による採用、解雇権の統制、工場占拠、坐り込みストライキなどであった。(Ken Coates & Tony Topham, Workers' Control as a Strategy of Socialist Advance, "Marxism Today", 1969.1)

そこで、吟味はより具体的になされるべきであろう。かの労働者統制派が運動のなかで提起した具体的な戦術は、労働者統制の闘いをおしすすめていくうえで、本当に有効であるのか否か。今日、イギリスの「新左翼」の側からだされている批判の多くは、そのような角度からなされているといつてよい。もちろん、具体的な戦術の有効性如何は、労使間の対抗の歴史的具体的な状況においてのみたしかめられるべきことである。そうした検討の裏づけをもつてなされている批判は見当らないので、論議はまた序の口というほかはないが、二、三の注目すべき論点が提起されている。

一つは、労働者統制派の提起する戦術は、現実の労使間の具体的な力関係のもとで的確に機能すべきものとして、なお多分にあいまいさを残しており、そのために、改良主義におちこんでいく危険をともなっている、という批判である。たとえば、彼等は経営権の一方的行使を統制するという観点から、いわゆる経営参加問題に対しても、全く消極的に反応するのではなく、むしろ、労働者代表の拒否権を保障した経営管理機構を提起して闘え、と主張する。それが労働者に、労働者統制下の経営管理機構のあるべき姿について、考えさせる意義はあろう。しかし、彼等はそうした要求がどの程度この資本主義社会で実現しうるか、また、それが部分的に実現した場合に現実にかに機能するか、といった点について、明確な見とおしをもって対応してい

るのか。その点の明確なまえなしには、経営者側のしかける経営参加戦術にまきこまれるおそれはないか。そういった疑問である。また、彼等は、企業の人員整理、賃金抑制などの攻撃に対して、「帳簿を公開せよ」の要求で対応せよ、と主張する。経理公開要求が、労働者に教育的意義をもつだけでなく、闘争の一定の局面で現実の有効なたらきをすることも事実である。しかし、個別企業の経理公開が人員整理の不可避性の説得手段としてつかわれ、労使協調を促す経営者側の戦術として打ちだされうということに対して、充分な警戒がなされているか。必要なことは、資本主義経済の「合理性」のもつ非合理性自体を強調していくことではないか。そういった危惧である。が、こうした批判にたいして、IWCの中心的イデオログから体系的な反批判がなされているわけではない。いかなる戦術が真に攻撃的たりうるか、という問題について、彼等の戦術構想はなお多分に柔軟であるように思われる。そして、そのことが今後議論をよんでいくであろう。

いま一つは、労働者統制派の提起する戦術が、主に労働組合を運動の主体として位置づけて構想されているのは正しいか、職場に労働者統制の自立的権力を形成することが、闘いの前進にとって不可欠であるとすれば、既成の労働組合組織のもとに包摂されない運動体をも重視すべきではないか、という批判である。すでにみたように、『組合の声』もIWCも、労働組合のショップ・スチュアードの活動を重視してきた。が、度々にわたってくり返されてきた批判は、平組合員、労働者の「草の根」の闘いを重視せよ、というものであった。とりわけ、労働者統制大会の運営にあたって、労働組合の左派リーダーたちにかなり大きな発言の場を与え、彼等への卒直な批判をさけようとしているのではないか、という不満が「新左翼」諸党派の間につよい。これに対して、IWCの代表的イデオログたちは、労働組合の民主化、労働組合の労働者統制なくして、労働者統制運動の前進はありえない、という立場をくりかえしてきた。そして、ショップ・スチュアードの組織的強化こそ

が決定的に重要である、という態度をとってきた。最近では、彼等は、既存の労働組合組織のなかに、しかるべき位置を与えられてこなかった、巨大企業のショップ・スチュアードの連帯組織、さらには、多国籍企業におけるショップ・スチュアードの国際的な連帯組織の形成を訴えている。が、それらを含めて、彼等の方針の力点は、労働組合の組織と機能の強化におかれていることは疑いない。労働者統制の運動の昂揚期に出現するであろうところの、既成の労働組合機構のなかに定置されがたい労働者の自立的な運動体については、明確な位置づけを与えてはいない。この点もまた、議論の余地をのこしているといえよう。

最後に、右の点とも関連して、このイギリスの労働者統制派が、自らその構想を実現するだけの政治主体たりえていないのではないか、いや、そればかりか、いかなる政治主体を形成すべきか、という重要な問題を選んでいるのではないか、という批判がある。彼等を反政治的な、サンディカリズムなりギルド・ソーシャリズムの再現である、とみるのは適当でない。すでにみたように、彼等は充分に政治的なものであった。が、彼等は、『組合の声』刊行以来、一貫して労働党内での活動を重視してきた。まえにもふれたような、イギリスの労働党の性格からすれば、そのこと自体は充分に理解しうることである。が、その場合でも、労働党の巨大なからくりのなかにのみこまれることなく、労働者統制の闘いを有効にすすめていくためには、その政治主体の中心に革命政党を形成することが不可欠ではないのか。当然のことながら、「新左翼」諸党派の側からは、そうした批判がくり返されてきた。IWCのイデオログのなかからも、IWCの性格自体をはつきりさせよ、という批判がだされている。かの労働者統制派のイデオログたちも、資本主義社会のもとでの労働者統制の闘いの前進が、やがて全経済社会における権力問題が問われる局面にぶつかることを予想していた。彼等はその局面の到来に、いかに準備しているのだろうか。二年ほど前、私が、革命政党が必要だとは考えないのか、と、

かの労働者統制派のある代表的なイデオログに問うたとき、彼は次のようにこたえた。おそらく君のいうことは正しいだろう、だが、君はどんな革命政変をイメージしているのか、と。これもまた、多くの論議の余地をのこしている論点である⁽⁹⁾。

(9) IWCの活動についての批評としては、Richard Hyman, *Workers' Control and Revolutionary Theory* in Ralph Miliband(ed), *The Socialist Register*, 1974 が比較的まともである。なお、「新左翼」諸党派からの批判的文獻資料としてはR. Davis, *Theories of Workers' Control*(IMC), *International Socialism* 37,40, *Red Weekly*, 1975.7.17,7.24 などがある。

付記 この拙文をかくにあたって、最近イギリスから帰国された長友兵衛朝氏から資料・情報の提供をうけた。記して謝意を表する。(一九七五・一〇・二八)